

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
スターティアホールディングス株式会社
代表取締役社長 本 郷 秀 之

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.startiaholdings.com>)



上記ウェブサイトへアクセスして、「IR情報」「株式・電子公告情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従い、2025年6月19日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日(金曜日)午前10時00分(受付開始9時40分)
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿 1階 「芙蓉」(ふよう)
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第30期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

ご送付している電子提供措置事項記載書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、電子提供措置事項記載書面に記載した書類は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際し監査した書類の一部であります。また、ご送付している書面の頁番号は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

- ・会社の体制及び方針の「体制の概要」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使方法のご案内

---

## 当日ご出席されない場合



### ○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後6時必着**



### ○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

**行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後6時まで**



### ○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

**行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後6時まで**

---

## 当日ご出席される場合



### ○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

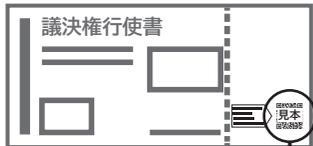
**株主総会日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時開催**

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 「スマート行使」によるご行使について

- ①スマートフォン用議決権行使ウェブ  
サイトへアクセスする

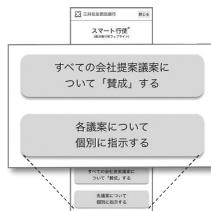


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ②以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

- ①議決権行使ウェブサイト  
へアクセスする



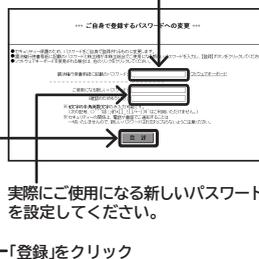
- ②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 事業報告

( 自 2024年4月1日 )  
( 至 2025年3月31日 )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調が続く一方、物価上昇や世界経済の不確実性、個人消費の低迷といった複合的なリスクが継続し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画の最終年度として、連結売上高と連結営業利益の過去最高更新にむけ事業を進めてまいりました。ITインフラ関連事業におきましては、オーガニック成長とM&Aによる成長の両軸で安定的な顧客基盤と収益基盤の確立ができております。また、デジタルマーケティング関連事業におきましても、引き続き「顧客を増やす・育てる」を実現するデジタルマーケティングツール「Cloud CIRCUS (クラウドサーカス)」をサブスクリプションモデル(継続課金型)として提供することで、収益基盤が確立いたしました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は22,211,760千円(前期比13.5%増)となりました。

売上原価は12,243,771千円(前期比17.8%増)となりました。

販売費及び一般管理費は7,230,213千円(前期比4.9%増)となりました。

その結果、営業利益は2,737,775千円(前期比19.9%増)となりました。

経常利益は、持分法による投資利益を計上したことなどにより、2,784,425千円(前期比23.6%増)となりました。

また、当連結会計年度において、保有する投資有価証券を売却したことによる特別利益を計上した一方で、保有する投資有価証券に対する投資有価証券評価損及び持分法適用関連会社である株式会社MACオフィスの持分適用除外に伴う持分変動損失を特別損失として計上いたしました。

税金等調整前当期純利益は2,788,427千円(前期比21.5%増)となり、税効果会計適用後の法人税等負担額は805,891千円(前期比7.4%増)となりました。

上記の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,960,104千円(前期比26.8%増)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次の通りであります。

#### <デジタルマーケティング関連事業>

当連結会計年度におけるデジタルマーケティング関連事業は、以下の通りであります。

デジタルマーケティング関連事業におきましては、統合型SaaSツール群「Cloud CIRCUS」の提供を通じて、情報発信・集客・顧客体験の向上・顧客育成・リピート促進の5つのマーケティング課題の解決を支援しております。主要プロダクトである「BowNow (バウナウ)」「COCOAR (ココアル)」「IZANAI (イザナイ)」等は、ツール単体としての利便性に加え、AIチャットサービスChatGPTとの連携やUI/UXの改善を進め、初めてデジタルマーケティングに取り組む中小企業でも導入しやすい環境を構築いたしました。当連結会計年度におきましては、2024年3月に一部SaaSプランの価格改定を実施したことにより、ストック売上の源泉となる月次経常収益(MRR)は順調に増加し、特にBowNow・ActiBook(アクティブック)等の既存ツールにおいて顕著な成長が見られました。また、ファンマーケティングツール「Metabadge(メタバッジ)」ではNFTやクイズ機能の拡充を通じたファンエンゲージメントの向上、さらに新たなWeb構築支援ツール「LP Builder(エルピービルダー)」によるWeb制作の受注も堅調に推移増加など、フロー型売上也増加いたしました。パートナー販売につきましてもついても、ディストリビューター経由の売上が上昇し、地方の中小企業に対するCloud CIRCUSの提供範囲を拡大し、販路の多様化を図りました。

その結果、デジタルマーケティング関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高3,868,925千円(前期比10.2%増)、セグメント利益(営業利益)694,591千円(前期比137.8%増)となりました。

#### <ITインフラ関連事業>

当連結会計年度におけるITインフラ関連事業は、以下の通りであります。

ITインフラ関連事業におきましては、複合機（MFP：Multifunction Peripheral）やビジネスフォンをはじめとしたオフィス環境の構築と光回線の提供やサイバー攻撃から企業を守るネットワーク環境の構築、また、LEDや新電力などの環境サービスの提供に加え、RPAツールの提供など、中小中堅企業の業務のデジタルシフトへの環境整備からデジタルトランスフォーメーションの領域にまで幅広い提供をしております。

当連結会計年度におきましては、引き続き高まるサイバーセキュリティ需要を背景にネットワーク関連機器の販売が好調に推移したほか、複合機、ビジネスフォンの販売、新電力と光コラボレーション（光回線サービス）の拡販に注力したことで堅調に売上が積み上がり、加えて、2024年4月より営業開始した富士フィルムBI奈良株式会社が計画通りに業績へ貢献するなど、通期を通じてフロー売上、ストック売上ともに堅調な成長を遂げました。

その結果、ITインフラ関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高18,335,322千円（前期比14.2%増）、セグメント利益（営業利益）1,923,354千円（前期比1.7%増）となりました。

#### <CVC関連事業>

当連結会計年度におけるCVC関連事業は、以下のとおりであります。

CVC関連事業におきましては、K&Pパートナーズ4号投資事業有限責任組合に対して、追加投資を行いました。

その結果、CVC関連事業の当連結会計年度における業績は、売上高なし（前期は売上高3,107千円）、セグメント損失（営業損失）2,807千円（前期はセグメント利益（営業利益）2,107千円）となりました。

## セグメント別売上高の状況

|                     | 前連結会計年度<br>(自 2023年4月1日 )<br>(至 2024年3月31日 ) |        | 当連結会計年度<br>(自 2024年4月1日 )<br>(至 2025年3月31日 ) |        | 前期比増減     |         |
|---------------------|----------------------------------------------|--------|----------------------------------------------|--------|-----------|---------|
|                     | 金額(千円)                                       | 構成比(%) | 金額(千円)                                       | 構成比(%) | 金額(千円)    | 増減率(%)  |
| デジタルマーケティング<br>関連事業 | 3,510,543                                    | 17.9   | 3,868,925                                    | 17.4   | 358,381   | 10.2    |
| IT インフラ<br>関連事業     | 16,057,436                                   | 82.0   | 18,335,322                                   | 82.5   | 2,277,885 | 14.2    |
| CVC 関連事業            | 3,107                                        | 0.0    | —                                            | —      | △3,107    | △100.0  |
| そ の 他               | —                                            | —      | —                                            | —      | —         | —       |
| 調 整 額               | 419                                          | 0.0    | 7,512                                        | 0.0    | 7,093     | 1,691.8 |
| 合 計                 | 19,571,506                                   | 100.0  | 22,211,760                                   | 100.0  | 2,640,253 | 13.5    |

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度増加額のうち主なものは、次のとおりです。

|           |                             |           |
|-----------|-----------------------------|-----------|
| ソフトウェア    | Cloud CIRCUS関連の機能拡充のための設備投資 | 256,163千円 |
| 工具、器具及び備品 | オフィスリニューアル及び移転等にかかる設備投資     | 26,277千円  |
| 工具、器具及び備品 | 社内ネットワーク環境整備にかかる設備投資        | 16,525千円  |
| 建物附属設備    | オフィスリニューアル及び移転等にかかる設備投資     | 10,894千円  |
| ソフトウェア    | 基幹システムの追加開発等にかかる設備投資        | 8,667千円   |

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として金融機関より借入金として2,490,000千円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はございません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はございません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はございません。
- (8) 対処すべき課題

当社グループは、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」を経営理念とし、IT業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営推進を行い、事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化によって企業価値の向上に努めております。

当社グループが属する業界は、一部のIT関連需要の低迷を背景に設備投資を先送りする動きが見られる一方で、人手不足を背景とした自動化、省力化への投資、昨今のクラウドファーストやDX（デジタルトランスフォーメーション）への関心が高まり、市場は大きく成長しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2021年3月期を初年度とする5か年の中期経営計画「NEXT'S 2025」を策定し、変革と成長の2軸による更なる進化を目指し、更なる企業価値向上を遂げるため、「デジタルマーケティング関連事業における利益化」「ITインフラ関連事業における顧客基盤の拡大」「社内業務環境のデジタルシフト」「優秀な人材の確保及び育成」「コーポレート・ガバナンスの強化」の5つが当面の経営課題と考えており、それらの対処方法として次の施策を進めてまいります。

#### イ. デジタルマーケティング関連事業における利益化

サブスクリプションモデル（継続課金型）を中心に事業展開を進め、投下した広告費と開発費を売上高の着実な積み上げに繋げ、セグメント利益の継続した黒字化を達成し、収益性向上を目指してまいります。

#### ロ. ITインフラ関連事業における顧客基盤の拡大

オーガニック成長に加え、新規出店とM&Aによる顧客基盤の拡大やアライアンスの更なる推進により、中小企業への継続した生産性向上を支援することで、当社グループの安定した収益基盤の構築、更なる成長に繋げてまいります。

## ハ. 社内業務環境のデジタルシフト

社内業務環境において、デジタルシフトを進め、業務効率化による生産性向上を実現してまいります。

## ニ. 優秀な人材の確保及び育成

当社グループでは企業価値向上を支える「優秀な人材の確保及び育成」を重要なサステナビリティと位置付けております。多様性を含む優秀な人材の確保と育成をすべく、社員の健康、働く環境、教育に注力し、様々な制度や研修を採り入れ、安心して働けることはもちろん、個人の成長にフォーカスした取り組みを行ってまいります。

## ホ. コーポレート・ガバナンスの強化

全てのステークホルダーの期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。また、企業倫理とコンプライアンスを徹底し、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでまいります。

以上のような施策の実施を通して、役職員一同、企業価値の向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第 27 期<br>2022年 3 月期 | 第 28 期<br>2023年 3 月期 | 第 29 期<br>2024年 3 月期 | 第 30 期<br>(当連結会計年度)<br>2025年 3 月期 |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 16,011               | 20,004               | 19,571               | 22,211                            |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 553                  | 1,844                | 2,253                | 2,784                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 958                  | 1,212                | 1,546                | 1,960                             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益            | 100円02銭              | 135円11銭              | 165円32銭              | 206円29銭                           |
| 総 資 産 (百万円)                   | 11,378               | 12,912               | 14,689               | 14,204                            |
| 純 資 産 (百万円)                   | 4,233                | 5,691                | 6,818                | 7,649                             |

(注)売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨てて、1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

イ. 親会社との状況

該当事項はございません。

ロ. 重要な子会社の状況

| 会社名                   | 所在地          | 資本金    | 主要な事業の内容                          | 議決権の所有割合(%) |
|-----------------------|--------------|--------|-----------------------------------|-------------|
| スターティア株式会社            | 東京都<br>新宿区   | 90百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 100.00      |
| スターティアレイズ株式会社         | 東京都<br>新宿区   | 90百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 100.00      |
| Startia Asia Pte.Ltd. | シンガポール       | 89百万円  | 海外関連事業                            | 100.00      |
| スターティアウィル株式会社         | 千葉県<br>千葉市   | 10百万円  | グループの業務請負、<br>障がい者雇用の<br>コンサルティング | 100.00      |
| クラウドサーカス株式会社          | 東京都<br>新宿区   | 150百万円 | デジタル<br>マーケティング<br>関連事業           | 100.00      |
| ピーシーメディア株式会社          | 大阪府<br>堺市    | 10百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 100.00      |
| 株式会社エヌオーエス            | 鹿児島県<br>鹿児島市 | 10百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 100.00      |
| スターティアリード株式会社         | 東京都<br>新宿区   | 90百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 100.00      |
| 株式会社ビジネスサービス          | 兵庫県<br>姫路市   | 20百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 100.00      |
| 富士フィルムBI奈良株式会社        | 奈良県<br>奈良市   | 50百万円  | ITインフラ<br>関連事業                    | 66.60       |

ハ. 持分法適用会社の状況

| 会社名             | 所在地       | 資本金   | 主要な事業の内容       | 当社の出資比率(%) |
|-----------------|-----------|-------|----------------|------------|
| 株式会社kubellストレージ | 東京都<br>港区 | 56百万円 | ITインフラ<br>関連事業 | 49.00      |

(11) 主要な事業内容

| 事業部門            | 主要な製品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| デジタルマーケティング関連事業 | <p>顧客を増やす5つの課題領域「情報発信」「集客」「顧客体験・顧客体験価値向上」「顧客育成・顧客化」「リピート・解約防止」を実現するSaaSツール群「Cloud CIRCUS」を提供しております。Cloud CIRCUSは、初めてデジタルマーケティングにお取り組みされる方でも、誰でも簡単にすぐ始められ使いこなせるツールとなっており、フリーミアム展開も進めております。また、Cloud CIRCUSに加えて、広告運用やサイト構築のノウハウを基に、マーケティングコンサルティングや運用のサポートも提供し、ツールと合わせて、マーケティング力の進化を統合的に支援することで、潜在的なデジタルシフトニーズに対応し、1社に複数のサービスを提供しております。</p> |
| ITインフラ関連事業      | <p>顧客企業のニーズと成長に応じた総合的なネットワークインテグレーション及びクラウドを含むシステムインテグレーションを提供しております。ネットワーク機器やサービスを組み合わせたトータルソリューションを提供することで、顧客のIT環境を最適化しております。また、ビジネスホン、MFP及びカウンターサービスの販売を主力とし、当社グループが長年培ってきた情報通信機器やISP回線手配のノウハウを活かして、LANなどの通信環境を考慮したオフィスレイアウトの提案も行っております。さらに、電力小売事業や、電話回線手配などの回線加入受付代行による通信事業者からのインセンティブ収入事業も展開しております。</p>                             |
| CVC 関連事業        | <p>斬新なアイデアや革新的なテクノロジーによって新しいビジネスの開拓に挑むITベンチャー企業に出資をすると同時に、当社グループの顧客基盤やITソリューション力といった経営資源を活用することで、投資先企業の成長をサポートする事業を行っております。同時に、そうした投資先との資本を通じた連携により当社グループ内にイノベーションを誘発し、新たな企業価値を生み出すことを目指しております。</p>                                                                                                                                      |

(12) 企業集団の主要な拠点

イ. 当社の事業所

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都新宿区 |
|-----|--------|

ロ. 子会社の事業所

①スターティア株式会社

|               |            |
|---------------|------------|
| 本 社           | 東京都新宿区     |
| 大阪支店          | 大阪府大阪市北区   |
| 東東京支店         | 東京都台東区     |
| 足立テクニカルセンター   | 東京都足立区     |
| 麴町オフィス        | 東京都千代田区    |
| 横浜支店          | 神奈川県横浜市西区  |
| 名古屋支店         | 愛知県名古屋市中区  |
| 福岡支店          | 福岡県福岡市博多区  |
| 仙台支店          | 宮城県仙台市宮城野区 |
| 和歌山コンタクトセンター  | 和歌山県和歌山市   |
| 熊本支店          | 熊本県熊本市     |
| 高崎支店          | 群馬県高崎市     |
| 沖縄ワーケーションオフィス | 沖縄県豊見城市    |

②スターティアレイズ株式会社

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都新宿区 |
|-----|--------|

③Startia Asia Pte.Ltd.

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | シンガポール |
|-----|--------|

④スターティアウィル株式会社

|        |           |
|--------|-----------|
| 本 社    | 千葉県千葉市中央区 |
| 熊本オフィス | 熊本県熊本市    |

⑤クラウドサーカス株式会社

|      |           |
|------|-----------|
| 本 社  | 東京都新宿区    |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市北区  |
| 福岡支店 | 福岡県福岡市博多区 |

⑥ビーシーメディア株式会社

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 大阪府堺市堺区 |
|-----|---------|

⑦株式会社エヌオーエス

|       |          |
|-------|----------|
| 本 社   | 鹿児島県鹿児島市 |
| 鹿屋営業所 | 鹿児島県鹿屋市  |

⑧スターティアリード株式会社

|        |             |
|--------|-------------|
| 本 社    | 東京都新宿区      |
| 仙台支店   | 宮城県仙台市宮城野区  |
| 札幌支店   | 北海道札幌市      |
| 郡山支店   | 福島県郡山市      |
| 会津支店   | 福島県会津若松市    |
| 福島支店   | 福島県福島市      |
| さいたま支店 | 埼玉県さいたま市大宮区 |
| 東京支店   | 東京都新宿区      |

⑨株式会社ビジネスサービス

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 兵庫県姫路市 |
|-----|--------|

⑩富士フィルムB I 奈良株式会社

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 奈良県奈良市 |
|-----|--------|

(13) 従業員の状況(2025年3月31日現在)

イ. 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数       | 前期末比増減    | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------------|-----------|---------|--------|
| 1,053 (103) 名 | 145 (2) 名 | 43.03歳  | 6年1ヶ月  |

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

ロ. 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数  | 前期末比増減    | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|---------|--------|
| 64 (7) 名 | 12 (△1) 名 | 40.81歳  | 6年7ヶ月  |

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (14) 主要な借入先

| 借 入 先               | 借 入 残 高     |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,032,062千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行 | 916,660千円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 423,600千円   |
| 株 式 会 社 肥 後 銀 行     | 400,000千円   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行   | 333,332千円   |

#### 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,240,400株（自己株式333,830株を含む）
- (3) 株主数 5,888名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                           | 持株数（株）    | 持株比率（%） |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 本郷 秀之                                                           | 2,650,400 | 26.75   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）                                             | 447,360   | 4.52    |
| スターティアホールディングス従業員持株会                                            | 376,618   | 3.80    |
| 財賀 明                                                            | 291,260   | 2.94    |
| 古川 征且                                                           | 275,400   | 2.78    |
| 源内 悟                                                            | 255,300   | 2.58    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)                      | 254,640   | 2.57    |
| ヨシダ トモヒロ                                                        | 206,900   | 2.09    |
| 光通信株式会社                                                         | 165,900   | 1.67    |
| BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT | 165,604   | 1.67    |

- (注)1. 当社は、自己株式333,830株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 自己株式数には、「株式給付信託（BBT-RS及びJ-ESOP-RS）」にかかる信託口が保有する株式は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| 区分    | 株式数     | 交付対象者 |
|-------|---------|-------|
| 取締役   | 13,800株 | 3名    |
| 社外取締役 | 900株    | 2名    |

(注)1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (3) 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

2. 上記のほか、換価処分したうえで換価処分金相当額の金銭を給付した株式の合計は、取締役3名分が11,040株、社外取締役2名分が1,100株であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

①株式給付信託 (J-ESOP-RS)

当社は、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しておりましたが、2023年3月31日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下、「J-ESOP-RS」といいます。)を上乗せする改定を行っております。

J-ESOP-RSは、あらかじめ当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、J-ESOP-RSは、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RSの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、J-ESOP-RSの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOP-RSに係る信託E口の2025年3月31日現在の保有株式数は387,160株であります。

## ②株式給付信託（BBT-RS）

当社は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「BBT」といいます。）を導入しておりましたが、2023年6月22日開催の株主総会決議に基づき、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「BBT-RS」といいます。）を2023年3月末日で終了した事業年度に遡って導入しており、BBTを2025年3月末日で終了する事業年度から改定しております。

BBT-RSは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT及びBBT-RSに基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、BBT-RS対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、BBT-RSは、BBT-RS対象役員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS対象役員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

当社及び当社の子会社は、BBT-RSの導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、BBT-RSに係る信託E口の2025年3月31日現在の保有株式数は60,200株であります。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はございません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、株主をはじめとした全てのステークホルダー（利害関係者）の期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。特に以下の4項目については最も重要であると考えております。

1. 株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
2. 株主以外のステークホルダーについて権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること
3. 適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保すること
4. 取締役会・監査役会が期待される役割を果たすこと

また、企業倫理とコンプライアンス（法令遵守）を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでおります。

コンプライアンスに関しては、全役職員を対象とした説明会を設けるなどして法令遵守の意識強化を図っております。コンプライアンスを徹底していくことが責任ある業務遂行において必須であるとの考えのもと、今後も事業拡大を図る一方、法令遵守を徹底してまいります。

## (2) 取締役及び監査役の氏名等

2025年3月31日現在

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                   |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 本 郷 秀 之 | 最高経営責任者<br>公益財団法人ほしのお代表理事<br>一般社団法人熊本イノベーションベース代表理事<br>Startia Asia Pte.Ltd. Director<br>スターティアウィル株式会社取締役<br>一般社団法人xIB JAPAN理事 |
| 取締役      | 笠 井 充   | スターティア株式会社代表取締役<br>スターティアリード株式会社取締役                                                                                            |
| 取締役      | 植 松 崇 夫 | スターティア株式会社監査役<br>クラウドサーカス株式会社監査役<br>スターティアレイズ株式会社監査役<br>スターティアリード株式会社監査役                                                       |
| 取締役      | 北 村 健 一 | クラウドサーカス株式会社代表取締役CEO<br>スターティアレイズ株式会社取締役                                                                                       |
| 取締役      | 中 本 哲 宏 | 株式会社TNnetwork代表取締役<br>RITAグループホールディングス株式会社社外取締役<br>ウェルネスダイニング株式会社代表取締役<br>大研バイオメディカル株式会社社外取締役                                  |
| 取締役      | 古 市 優 子 | Comexposium Japan株式会社代表取締役社長<br>米国Advance Women at Work <sup>TM</sup> アドバイザー<br>株式会社ヤマシタ社外取締役                                  |
| 常勤監査役    | 荒 井 道 夫 | —                                                                                                                              |
| 監査役      | 郷 農 潤 子 | 青山法律事務所所属弁護士                                                                                                                   |
| 監査役      | 松 永 暁 太 | ふじ合同法律事務所所属弁護士<br>AI CROSS株式会社社外取締役<br>株式会社くすりの窓口社外監査役                                                                         |

- (注)1. 取締役 中本哲宏氏、古市優子氏は社外取締役であります。また、当社は2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 荒井道夫氏、郷農潤子氏は社外監査役であります。また、当社は2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 中本哲宏氏は、長年経営管理業務に携わっており、IT及び金融に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役 古市優子氏は、長年経営管理業務に携わっており、マーケティングに関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役 荒井道夫氏は、前職において常勤監査役の経験もあり、会社法並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 郷農潤子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
7. 監査役 松永暁太氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。

なお、2025年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況                          |
|----------|--------|---------------------------------------|
| 執行役員     | 平岡 万葉人 | コーポレートベンチャーキャピタル事業推進室                 |
| 執行役員     | 日永 博久  | 情報システム部                               |
| 執行役員     | 杉山 浩司  | 法務部<br>Startia Asia Pte.Ltd. Director |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ①当該方針の決定の方法

当社は、役員報酬に関する事項として、当該決定方針等を役員報酬規程に定めており、取締役会にて決議しております。

##### ②当該方針の内容の概要

1. 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
2. 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、取締役社長が決定する。
3. 固定報酬等（業績に連動しない金銭報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。
4. 業績連動報酬等（業績に連動する金銭報酬）を支給する場合、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて支給額を決定する。
5. 非金銭報酬等を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式付信託等を付与するものとし付与数は役位に応じ各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
6. 取締役の報酬は、別に定める報酬諮問委員会規程に準じ、代表取締役社長及び社外取締役で構成される報酬諮問委員会の答申内容を諮った後取締役会で決定する。
7. 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

##### ③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会において、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象とした取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT (=Board Benefit Trust))」（以下、「BBT」といいます。）の導入について決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役3名）です。

また、2023年6月22日開催の第28回定時株主総会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」（以下、「BBT-RS」といいます。）を2023年3月末日で終了した事業年度に遡って導入し、BBTを2025年3月末日で終了する事業年度から改定することについて決議しております。

BBT及びBBT-RSは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が当該信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、BBT-RSは、BBT-RS対象役員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS対象役員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的に諮問機関として報酬諮問委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置しております。本委員会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容について審議を行い、取締役会へ答申しております。なお、本委員会の委員は、独立社外取締役2名、社内取締役1名及び監査役1名の計4名で構成することを原則としております。ただし、独立社外取締役にやむを得ない事由があるときは、委員となる独立社外取締役1名を選定しております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：千円)

| 役員区分  | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 |        |           |        | 対象となる役員の員数 |
|-------|--------|------------|--------|-----------|--------|------------|
|       |        | 基本報酬       | 業績連動報酬 |           | 非金銭報酬等 |            |
|       |        |            | 業績連動賞与 | 業績連動型株式報酬 |        |            |
| 取締役   | 86,222 | 76,500     | 7,968  | 1,032     | 722    | 2名         |
| 監査役   | 3,735  | 3,735      | —      | —         | —      | 1名         |
| 社外取締役 | 7,200  | 7,200      | —      | —         | —      | 2名         |
| 社外監査役 | 13,072 | 13,072     | —      | —         | —      | 2名         |

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が2名在任しているためであります。

### ホ. 業績連動報酬等の内容

取締役(社外取締役を除く)については、短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績や個人評価等に基づき変動する業績連動報酬等の金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬として賞与を支給しております。なお、当事業年度における役員賞与に係る指標は、単年度における本業の稼ぐ力により成し遂げられることを評価するため、連結営業利益計画の達成と個人評価等に基づき支給しております。なお、業績指標に関する実績は当事業年度における連結営業利益2,737百万円(当事業年度における当初連結営業利益の計画2,500百万円)となりました。

### ヘ. 非金銭報酬等の内容

取締役(社外取締役を除く)については、株価上昇によりメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動の株式報酬とし、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成等を勘案して定まる数のポイントを付与することとしております。付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付をいたします。また、株式報酬における指標は、本業の稼ぐ力により成し遂げられることを評価するため、連結営業利益計画の達成と個人評価等に基づき決定することとしております。なお、業績指標に関する実績は当事業年度における連結営業利益2,737百万円(当事業年度における当初連結営業利益の計画2,500百万円)となりました。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(2) 取締役及び監査役の氏名等」に記載したとおりであります。

##### ロ. 社外役員のための活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況等                                                                                                     |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 中 本 哲 宏 | 当事業年度中に開催の取締役会15回中15回に出席し、主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に経営全般について適宜有益な発言を行っています。                                   |
| 取締役 | 古 市 優 子 | 当事業年度中に開催の取締役会15回中15回に出席し、主に経営者としての豊富な経験や知見に基づき、特に経営全般について適宜有益な発言を行っています。                                   |
| 監査役 | 荒 井 道 夫 | 当事業年度中に開催の取締役会15回中15回、監査役会14回中14回に出席し、主に前職での経営に関する豊富な経験及び知見に基づき、有益な発言を行い、特に当社のコーポレート・ガバナンスについて助言・提言を行っています。 |
| 監査役 | 郷 農 潤 子 | 当事業年度中に開催の取締役会15回中15回、監査役会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的視点から有益な発言を行い、特に当社のコンプライアンスについて助言・提言を行っています。               |

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議に関して意見を確認できる環境を整えております。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役中本哲宏氏、社外取締役古市優子氏、社外監査役荒井道夫氏、社外監査役郷農潤子氏及び監査役松永暁太氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## 5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社及び子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 かなで監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|   |                                     |          |
|---|-------------------------------------|----------|
| イ | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 37,000千円 |
| ロ | 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,000千円 |

- (注)1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社は、そのほか当社の監査業務に重要な支障をきたす事態が会計監査人に生じたと認められるときは、監査役会の決定に基づき、解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

## 7. 会社の体制及び方針

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という経営理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

今後も、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

### (1) 体制の概要

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
- ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。
- ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。
- ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。
- ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役又は執行役員とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。
- ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。
- ト. 内部統制審議会の会長は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った者の氏名及び情報等は秘匿し、不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

チ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携して、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応する。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録等を含む）の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。

- 1) 株主総会議事録と関連資料
- 2) 取締役会議事録と関連資料
- 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
- 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
- 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

## ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）が実践的に実施される体制を構築する。

ロ. 内部統制審議会は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び子会社の各部門におけるリスクの整備、運用を統括する。なお、「リスク管理規程」は当社及び子会社のリスク管理について規定され、内部統制審議会が立案し、取締役会で決議される。

ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。

- 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク
- 2) 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
- 4) その他取締役会が重大と判断するリスク

ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。

ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講じることにより、損失の危険を適正に管理する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
- ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「子会社管理規程」として整備する。
- ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を子会社管理規程に定める。
- ハ. 当社並びに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。
- ニ. 当社は、当社及び子会社に共通する「スターティアグループ行動基準」を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。
- ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

⑥当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

- イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
  - ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。
  - ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。
  - ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制
- イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
  - ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べることができる。
  - ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

⑧当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

- 1) 法令により報告が義務付けられている事項
- 2) 重要な会議にて決議した事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 法令・定款違反のおそれのある事項
- 5) その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項
- 6) 監査役から報告を求められた事項

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①内部統制システム全般

- イ. 当社及び子会社は、内部統制の適切な整備のため、任意の機関として内部統制審議会を設置しております。内部統制審議会は、取締役又は執行役員、従業員から構成され、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の構築・維持並びに優秀な人材の確保及び育成に努めるために、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会並びに人材育成委員会を統括しております。2025年3月期において、内部統制審議会は年12回開催されております。
- ロ. 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書」に基づき、自己評価及び第三者による評価を実施し、評価結果は取締役会に報告されております。

### ②コンプライアンス体制

- イ. 子会社を含めた全役職員に対して、「企業倫理憲章」、「スターティアグループ行動基準」の周知・遵守を図ることにより、コンプライアンスに関する啓発を行っております。
- ロ. コンプライアンス委員会では、子会社を含めた全グループの役職員が閲覧できるポータルサイトを活用し、事業活動に伴うコンプライアンスに関するコンテンツや、事業に関連する法令の一覧及び改正ポイントの配信を実施しました。また、反社会的勢力への対応として、不当要求防止委員会を組織し、警察署で開催されている不当要求防止責任者講習の受講や、法令や社内ルールに関する研修、情報発信、社内テストなどの教育活動を実施しております。教育活動の内容、アンケート結果については内部統制審議会に報告されております。スターティアホールディングス及び連結子会社の社長にコンプライアンスに関するインタビューについては昨年度から継続して実施し、コンプライアンスに対する考えや役職員へのメッセージを発信することで、コンプライアンス意識の向上を図りました。2025年3月期において、コンプライアンス委員会は年12回開催されております。
- ハ. 内部通報窓口及び公益通報受付窓口は、取締役会が選任した者を構成員とする社内窓口及び社外の弁護士による社外窓口をそれぞれ設置しております。また、子会社を含めた全役職員が不利益を被ることなく通報することができるようにすべく、「内部通報に関する規程」及び「公益通報規程」に基づき、通報を行った従業員に対する不利益な取扱いの禁止や不利益な取扱いを行った従業員に対する処分内容の明示に関する定めを置くとともに、通報後も実際に不利益な取扱いがなされているか否かを確認しております。

### ③リスク管理体制

- イ. リスク管理委員会は、ガバナンスの強化を図るため当社及び子会社にて選任された「リスク管理責任者」を中心に構成され、当社グループに著しいマイナスの影響を及ぼす可能性のある重要なリスクについて事前に識別・分析・評価し、適切な対応を行っております。同委員会において当社及び子会社のリスクの検討結果を「リスク管理台帳」に取り纏め、同台帳は内部統制審議会を通して当社取締役会に報告されました。2025年3月期において、リスク管理委員会は年12回開催され、その活動は都度、内部統制審議会に報告されております。
- ロ. 当社及び子会社の重大なインシデントが漏れなく報告され、適正に対応を行う体制の整備を行いました。
- ハ. 有価証券報告書における開示の充実を図るため、当期の「事業等のリスク」の見直しを行いました。

### ④取締役の職務執行

- イ. 当社は、経営に関する深い知識と経験を有する取締役を計6名配置しており、業務執行の内容及び決定等について意見を交換しております。また、取締役のうち2名は独立社外取締役であり、業務執行の内容及び決定等に関して、独立性の高い中立的な立場から、積極的に意見を述べております。
- ロ. 当社は、グループ企業各社が担う各事業領域における急速な環境の変化に対応し、競争力を高めていくにあたり、経営ボード（経営会議）を設置することで迅速な意思決定と機動的な運営を推進しております。経営ボードでは、各事業会社のグループ全体に影響のある事項について横断的に協議を行うことで、グループガバナンスを強化しております。これにより、当社取締役会は監督機能及び経営の透明性を高めるためのモニタリングに注力しております。経営ボードは、社内取締役1名が議長を務め、グループ企業各社の責任者9名で構成され、原則毎週1回開催しております。なお、経営ボードの意思決定の際の基準となる当社の経営に重大な影響を及ぼすものか否かの判断は、「職務権限規程」に明記されている金額を原則的な基準としており、責任の範囲の明確化と経営の透明性の確保に努めています。

#### ⑤監査役の職務執行

- イ. 当社は、財務、会計又は法律に関する高度な知識と経験を有する監査役を計3名配置しており、監査役会において、当社の業務執行の内容及び決定等について、経営幹部に必要な応じて説明を求めたうえで、監査役の間で協議を実施し、監査の意見を述べております。また、監査役のうち2名が社外監査役であり、客観的、中立的な立場から積極的に意見を述べているほか、他1名の監査役についても当社との特別な利害関係を有しておらず、社外監査役と同様な立場から意見を述べております。
- ロ. 監査役は取締役会及び内部統制審議会等の重要な会議に出席し、また、内部監査室と定期及び随時に情報交換等を行って、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ハ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長及び各取締役との間で定期及び随時、意見交換を行っております。
- ニ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

#### ①剰余金の配当

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置付けているとともに、経営基盤及び競争力強化のため、必要な内部留保に努め、中長期戦略に基づく株主還元の強化に努めてまいりたいと考えております。

こうした考えのもと、当社の剰余金の配当につきましては、成長・発展に必要な資金を内部留保より賄いつつ、財務健全性の維持に努め、連結業績や今後の事業展開などを総合的に勘案し、累進配当を継続的に実施すると共に、連結ベースの配当性向55%を目途とした基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、2024年11月8日公表において、1株当たり56円としておりましたが、当期業績を踏まえ、配当方針に沿い、期末配当金を12円増配し、1株当たり68円の実施とさせていただきます。これに伴い、1株当たりの年間配当金は114円の実施とさせていただきます。

(注) 累進配当とは、原則として減配せず、配当維持もしくは増配を行う配当政策をいいます。

#### ②自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的として事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

~~~~~  
(注)本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,529,900	流動負債	5,249,667
現金及び預金	6,565,756	買掛金	1,483,337
受取手形、売掛金及び契約資産	3,499,581	短期借入金	400,000
営業投資有価証券	148,993	1年内返済予定の長期借入金	1,410,662
棚卸資産	454,618	未払金	484,459
その他	1,025,657	未払費用	275,942
貸倒引当金	△164,706	未払法人税等	278,879
固定資産	2,674,180	未払消費税等	238,700
有形固定資産	226,426	前受金	157,425
建物	143,704	賞与引当金	375,328
車両運搬具	1,381	役員株式給付引当金	15,005
工具、器具及び備品	81,087	その他	129,927
土地	252	固定負債	1,304,628
無形固定資産	1,330,924	長期借入金	1,294,992
のれん	391,437	繰延税金負債	8,436
ソフトウェア	934,804	その他	1,199
その他	4,683	負債合計	6,554,295
投資その他の資産	1,116,828	(純資産の部)	
投資有価証券	151,092	株主資本	7,516,987
繰延税金資産	431,156	資本金	824,315
差入保証金	302,261	資本剰余金	1,162,614
その他	232,318	利益剰余金	6,573,936
		自己株式	△1,043,879
		その他の包括利益累計額	78,386
		その他有価証券評価差額金	78,386
		非支配株主持分	54,412
		純資産合計	7,649,785
資産合計	14,204,080	負債・純資産合計	14,204,080

連結損益計算書

（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	22,211,760
売	上	原	12,243,771
売	上	総	9,967,988
販	費	及	7,230,213
営	業	一	2,737,775
営	業	外	2,737,775
受	取	利	9,172
受	取	配	5,432
助	成	金	13,146
持	分	に	44,216
そ	の	よ	12,317
営	業	外	84,285
支	払	利	17,559
控	除	外	11,450
投	資	事	2,526
そ	の	組	6,097
経	常	利	2,784,425
特	別	利	2,784,425
投	資	有	53,186
特	別	証	53,186
投	資	有	19,182
持	分	変	30,002
税	金	等	2,788,427
法	人	税	600,758
法	人	税	205,132
当	期	純	1,982,536
非	支	配	22,432
親	会	社	1,960,104

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	824,315	1,162,614	5,676,306	△1,019,593	6,643,643
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△945,838	-	△945,838
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,960,104	-	1,960,104
自己株式の取得	-	-	-	△304,575	△304,575
自己株式の処分	-	-	-	280,288	280,288
持分法の適用範囲の変 動	-	-	△116,635	-	△116,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	897,630	△24,286	873,344
当期末残高	824,315	1,162,614	6,573,936	△1,043,879	7,516,987

	その他の包括 利益累計額	非支配株主持 分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	142,864	31,980	6,818,488
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△945,838
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,960,104
自己株式の取得	-	-	△304,575
自己株式の処分	-	-	280,288
持分法の適用範囲の変 動	-	-	△116,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△64,478	22,432	△42,046
当期変動額合計	△64,478	22,432	831,297
当期末残高	78,386	54,412	7,649,785

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数 10社

②主要な連結子会社の名称

スターティア株式会社、スターティアレイズ株式会社、
Startia Asia Pte. Ltd.、スターティアウィル株式会社、
クラウドサーカス株式会社、ビーシーメディア株式会社、
株式会社エヌオーエス、スターティアリード株式会社、
株式会社ビジネスサービス、富士フィルムBI奈良株式会社

なお、C-design株式会社については、スターティア株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Startia Asia Pte. Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社

②主要な会社等の名称

関連会社
株式会社kubellストレージ

なお、株式会社MACオフィスについては、同社の代表取締役によるストックオプション（新株予約権）の行使により、当社の株式保有割合が低下したことから、同社は持分法適用関連会社から除外となりました。

また、株式会社kubellストレージはChatworkストレージテクノロジーズ株式会社から社名を変更しております。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、株式会社kubellストレージの決算日は12月31日ですが、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～34年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

②無形固定資産

ソフトウェア

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間「2年～5年」に基づく定額法)によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な期間で定期的に償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見

込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末では、株式の給付実績が負担見込額を超過しているため、当該超過額(40,920千円)を流動資産「その他」に計上しております。

④役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、デジタルマーケティング関連事業、ITインフラ関連事業、CVC関連事業を主な事業内容としております。各事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①ストック型売上

デジタルマーケティング関連事業ではSaaS型素材「Cloud CIRCUS」等を、ITインフラ関連事業では複合機をはじめとする事務機器のメンテナンスサービス等をストック型売上としており、サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

②フロー型売上

デジタルマーケティング関連事業ではソフトウェア受注制作、コンサルティング等を、ITインフラ関連事業では複合機、ネットワーク機器等の販売等を、CVC関連事業では出資銘柄の売却等をフロー型売上としており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、受注制作に関して、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②グループ通算制度の適用

当社及び一部国内連結子会社は、グループ通算制度を導入しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産（繰延税金負債と相殺後）を431,156千円計上しております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、当連結会計年度末時点における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して予測される将来の課税所得の見積りに基づき、判断しております。

将来の課税所得は、取締役会により承認された翌連結会計年度以降の予算及びその前提となった数値を基礎とし、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もっております。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末時点において入手可能な情報に加えて、当連結会計年度末時点の業績状況を踏まえて、最善の見積りを行っておりますが、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、将来の課税所得の結果が仮定及び予測と異なる場合、翌連結会計年度以降の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(追加情報)

①株式給付信託(J-ESOP-RS)

当社は、2019年5月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員(以下、「従業員」といいます。)に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しておりましたが、2023年3月31日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託(J-ESOP-RS)」(以下、「J-ESOP-RS」といいます。)を上乗せする改定を行っております。

J-ESOP-RSは、あらかじめ当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、J-ESOP-RSは、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RSの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、J-ESOP-RSの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOP-RSに係る信託E口の2025年3月31日現在の保有株式数は387,160株であります。

②株式給付信託（BBT-RS）

当社は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「BBT」といいます。）を導入しておりましたが、2023年6月22日開催の株主総会決議に基づき、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「BBT-RS」といいます。）を2023年3月末日で終了した事業年度に遡って導入しており、BBTを2025年3月末日で終了する事業年度から改定しております。

BBT-RSは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT-RSに基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、BBT-RS対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、BBT-RSは、BBT-RS対象役員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS対象役員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

当社及び当社の子会社は、BBT-RSの導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、BBT-RSに係る信託E口の2025年3月31日現在の保有株式数は60,200株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)
有形固定資産の減価償却累計額

465,708千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,240,400	—	—	10,240,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	482,989千円	48.00円	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	462,848千円	46.00円	2024年 9月30日	2024年 12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	673,646千円	68.00円	2025年 3月31日	2025年 6月23日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、デジタルマーケティング関連事業、ITインフラ関連事業、CVC関連事業といった、ITに関するトータルソリューションを提供しており、当該サービスから発生する資金負担の可能性に備えるため、手許流動性の維持に加え、金融機関からの借入によって資金調達をし、資金需要に備えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当営業部長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業投資有価証券は、主に株式、出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、主に事業所の賃借物件に係る敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

長期貸付金は、取締役及び従業員に対するものであり、当社株式の取得費用を資金用途としております。信用リスクに晒されておりますが、従業員等貸付金制度規程に基づき、適切に管理しております。

営業債務である買掛金、及び経費等の未払金は、ほぼ全てが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資等を目的とした借入金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	101,193	101,193	－
(2) 差入保証金	302,261	285,944	△16,317
(3) 長期貸付金(※)	125,147	121,249	△3,898
資産計	528,603	508,387	△20,215
(1) 長期借入金(※)	2,705,654	2,684,539	△21,114
負債計	2,705,654	2,684,539	△21,114

(※)長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
営業投資有価証券	
非上場株式	148,993
投資有価証券	
非上場株式(※)	49,898
関係会社株式	
非上場株式(※)	0

(※) 非上場株式については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
受取手形	2,013	－
売掛金	3,497,567	－
差入保証金	－	302,261

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	101,193	—	—	101,193
資産計	101,193	—	—	101,193

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	285,944	—	285,944
長期貸付金(※)	—	121,249	—	121,249
資産計	—	407,194	—	407,194
長期借入金(※)	—	2,684,539	—	2,684,539
負債計	—	2,684,539	—	2,684,539

(※)長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定な期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	デジタルマーケティング 関連事業	IT インフラ 関連事業	CVC 関連事業	計
売上高				
一時点で移転される財	811,941	10,889,481	—	11,701,423
一定の期間にわたり移転される財	3,056,983	7,445,840	—	10,502,823
顧客との契約から生じる収益	3,868,925	18,335,322	—	22,204,247
外部顧客への売上高	3,868,925	18,335,322	—	22,204,247

	その他 (注)	合計	調整額	連結計算書類 計上額
売上高				
一時点で移転される財	—	11,701,423	7,512	11,708,936
一定の期間にわたり移転される財	—	10,502,823	—	10,502,823
顧客との契約から生じる収益	—	22,204,247	7,512	22,211,760
外部顧客への売上高	—	22,204,247	7,512	22,211,760

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,964,108
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	3,499,581
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	—
契約負債 (期首残高)	125,844
契約負債 (期末残高)	157,425

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 802円96銭
(2) 1株当たり当期純利益 206円29銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は500,210株であります。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は447,360株であります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,862,905	流動負債	4,744,975
現金及び預金	6,003,833	短期借入金	400,000
売掛金	153,398	1年内返済予定の長期借入金	1,410,662
営業投資有価証券	148,993	未払金	94,895
前払費用	59,503	未払費用	18,053
関係会社短期貸付金	310,512	未払法人税等	3,483
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	58,000	賞与引当金	22,753
1年内回収予定の長期貸付金	8,613	役員株式給付引当金	3,096
未収入金	84,957	関係会社預り金	2,691,928
その他	35,094	その他	100,101
固定資産	3,356,316	固定負債	1,295,691
有形固定資産	72,668	長期借入金	1,294,992
建物	34,323	その他	699
車両運搬具	1,329		
工具、器具及び備品	36,762	負債合計	6,040,666
土地	252	(純資産の部)	
無形固定資産	138,381	株主資本	4,154,835
ソフトウェア	138,381	資本金	824,315
投資その他の資産	3,145,266	資本剰余金	1,204,396
投資有価証券	32,915	資本準備金	809,315
繰延税金資産	11,628	その他資本剰余金	395,081
関係会社株式	2,448,723	利益剰余金	3,170,002
関係会社長期貸付金	348,000	利益準備金	810
長期貸付金	116,534	その他利益剰余金	3,169,192
出資金	250	自己株式	△1,043,879
長期前払費用	6,168	評価・換算差額等	23,720
差入保証金	108,726	その他有価証券評価差額金	23,720
保険積立金	72,319	純資産合計	4,178,555
資産合計	10,219,221	負債・純資産合計	10,219,221

損 益 計 算 書

（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）

(単位：千円)

科	目	金	額								
営	業	収	益	1,435,774							
営	業	費	用	1,297,775							
営	業	利	益	137,998							
営	業	外	収	益							
	受	取	利	息	15,907						
	受	取	配	当	金	557					
	そ	の		他	3,306						
営	業	外	費	用							
	支	払	利	息	35,331						
	為	替	差	損	2,192						
	投	資	事	業	組	合	運	用	損	2,797	
	そ	の		他	2,096						
経	常	利	益		115,351						
特	別	利	益								
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	14,506	
特	別	損	失								
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	18,782	
税	引	前	当	期	純	利	益		111,075		
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	13,326
法	人	税	等	調	整	額			10,180		
当	期	純	利	益					87,568		

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金
当期首残高	824,315	809,315	395,081	810	4,027,462
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△945,838
当期純利益	—	—	—	—	87,568
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△858,270
当期末残高	824,315	809,315	395,081	810	3,169,192

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△1,019,593	5,037,391	34,148	5,071,540
当期変動額				
剰余金の配当	—	△945,838	—	△945,838
当期純利益	—	87,568	—	87,568
自己株式の取得	△304,575	△304,575	—	△304,575
自己株式の処分	280,288	280,288	—	280,288
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	△10,428	△10,428
当期変動額合計	△24,286	△882,556	△10,428	△892,984
当期末残高	△1,043,879	4,154,835	23,720	4,178,555

個別注記表

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～34年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間「3年～5年」に基づく定額法)によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。なお、当事業年度末では、株式の給付実額が負担見込額を超過しているため、当該超過額（14,476千円）を流動資産「その他」に計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益は、主に子会社から受け取る経営指導料及び受取配当金となります。子会社との経営指導に係る契約に基づき、各社に対し経営指導を行うことを履行義務として識別しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度の計算書類において関係会社株式2,448,723千円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理します。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額を行わないこととしております。

関係会社株式の評価にあたっては、将来の事業計画等を基礎として回復可能性を見積もっております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の関係会社株式の評価に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(追加情報)

①株式給付信託 (J-ESOP-RS)

当社は、2019年5月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と一定以上の職責を担う当社の従業員及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入していましたが、2023年3月31日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下、「J-ESOP-RS」といいます。)を上乗せする改定を行っております。

J-ESOP-RSは、あらかじめ当社及び当社の子会社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社及び当社の子会社は、従業員に対し会社業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、J-ESOP-RSは、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RSの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社及び当社の子会社は、J-ESOP-RSの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOP-RSに係る信託E口の2025年3月31日現在の保有株式数は387,160株であります。

②株式給付信託 (BBT-RS)

当社は、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「BBT」といいます。)を導入していましたが、2023年6月22日開催の株主総会決議に基づき、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下、「BBT-RS」といいます。)を2023年3月末日で終了した事業年度に遡って導入しており、BBTを2025年3月末日で終了する事業年度から改定しております。

BBT-RSは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT-RSに基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、BBT-RS対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、BBT-RSは、BBT-RS対象役員が在職中に当社株式の給付を受ける場

合、BBT-RS対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS対象役員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

当社及び当社の子会社は、BBT-RSの導入に際し、役員株式給付規程を制定しております。

当社は、役員株式給付規程に基づき、それぞれの株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、BBT-RSに係る信託E口の2025年3月31日現在の保有株式数は60,200株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 145,652千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。
短期金銭債権 239,644千円
短期金銭債務 17,776千円
3. 取締役に対する金銭債権
短期金銭債権 3,903千円
長期金銭債権 44,804千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|-------------|
| 営業取引（収入分） | 1,434,523千円 |
| 営業取引（支出分） | 18,583千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 6,818千円 |
| 営業取引以外の取引（支出分） | 17,771千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	870,770	155,720	245,300	781,190

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-ESOP-RS)及び株式給付信託(BBT-RS)の信託財産として、信託E口が保有する当社株式がそれぞれ387,160株、60,200株含まれております。

2. 普通株式の自己株式数の増加155,720株は、主に取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少245,300株は、株式給付信託(J-ESOP及びJ-ESOP-RS・BBT及びBBT-RS)から対象者への給付に伴う減少によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	974千円
賞与引当金	10,425千円
未払費用	4,804千円
株式給付引当金	5,625千円
投資有価証券評価損	47,494千円
差入保証金(資産除去債務)	8,803千円
関係会社株式評価損	31,068千円
関係会社株式売却損	38,947千円
株式報酬費用	13,166千円
その他	20,684千円
繰延税金資産小計	181,994千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△159,246千円
評価性引当額小計	△159,246千円
繰延税金資産合計	22,747千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△11,118千円
繰延税金負債合計	△11,118千円
繰延税金資産の純額	11,628千円

当社は、グループ通算制度を導入しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有 割合 (%))	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	スターティア 株式会社	東京都 新宿区	90,000	IT インフラ 関連事業	所有 直接 100.0	経営指導 経営管理に よる資金の 預り 役員の兼任	経営 指導料 (注1)	1,075,854	売掛金	114,371
							CMSによる 資金の 預り (注2)	2,201,978	関係会社 預り金	2,102,382
							支払 利息	13,872	未払 利息	1,332
子会社	クラウドサーカス 株式会社	東京都 新宿区	150,000	デジタル マーケティング 関連事業	所有 直接 100.0	経営管理に よる資金の 預り及び貸 付 役員の兼任	経営 指導料 (注1)	297,819	売掛金	32,694
							CMSによる 資金の 貸付 (注2)	628,418	関係会社 短期 貸付金	290,469
							受取 利息	3,959	未収 利息	183

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	スターティアード株式会社	東京都新宿区	90,000	IT インフラ関連事業	所有直接100.0	経営管理による資金の預り及び貸付 役員の兼任	CMSによる資金の預り(注2)	282,863	関係会社預り金	199,310
							支払利息	1,782	未払利息	117
							受取利息	2,772	未収利息	1,058
							事業譲受資金の貸付の回収	58,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	58,000
関係会社長期貸付金	348,000									
子会社	ビーシーメディア株式会社	大阪府堺市	10,000	IT インフラ関連事業	所有間接100.0	経営指導及び経営管理による資金の預り	CMSによる資金の預り(注2)	137,254	関係会社預り金	146,329
							支払利息	864	未払利息	81

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有 (被所有 割合 (%))	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 ビジネスサービス	兵庫県 姫路市	20,000	IT インフラ 関連事業	所有 間接 100.0	経営管理による 資金の預り	CMSによる 資金の 預り (注2)	115,802	関係 会社 預り金	155,883
							支払 利息	729	未払 利息	75

- (注) 1. 経営指導料は契約により決定しております。
2. 資金の預り及び貸付は、当社が当社グループ各社との間で契約を締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、資金の預り及び貸付取引金額は期中平均残高を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	財賀 明	被所有 直接 2.94	当社子会社 執行役員	自己株式の 取得 (注1)	304,575	—	—
役員	植松 崇夫	被所有 直接 0.23	当社取締役	資金の 貸付 (注2)	20,000	1年内回収予定 長期貸付金	1,693
						長期貸付金	17,745
役員	北村 健一	被所有 直接 0.61	当社取締役	資金の 貸付 (注2)	30,000	1年内回収予定 長期貸付金	2,209
						長期貸付金	27,059
役員	平澤 有一	被所有 直接 0.39	当社子会社 取締役	資金の 貸付 (注2)	20,000	1年内回収予定 長期貸付金	1,442
						長期貸付金	18,079
役員	金井 章浩	被所有 直接 0.29	当社子会社 取締役	資金の 貸付 (注2)	20,000	1年内回収予定 長期貸付金	1,007
						長期貸付金	18,659

(注) 1. 自己株式の取得につきましては、2024年11月8日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) の方法により取得しております。

2. 資金の貸付については、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	441円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円22銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は500,210株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は447,360株であります。

(収益認識に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

スターティアホールディングス株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 瀬 戸 卓
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 青 山 貴 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターティアホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

スターティアホールディングス株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 瀬 戸 卓
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 青 山 貴 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターティアホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

スターティアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井道夫 ㊟

監査役 郷農潤子 ㊟

監査役 松永暁太 ㊟

(注) 監査役荒井道夫、監査役郷農潤子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第21条の招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. 監査役3. 監査役会4. 会計監査人 <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 <条文省略></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会<削除>2. <u>監査等委員会</u>3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 <現行どおり></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、株主総会の議長となる。</u></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第16条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>2 <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第14条～第16条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、取締役会の議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条～第24条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 <条文省略></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第24条～第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第29条</u> 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会の決議によって監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p> <p><u>第28条 監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第37条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第39条～第42条 <条文省略></p> <p><新設> <新設></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第31条～第32条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第34条～第37条 <現行どおり></p> <p>(附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の第30回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	<p>ほん ごう ひで ゆき 本 郷 秀 之 (1966年5月1日生)</p>	<p>1986年10月 北日本丸八真綿株式会社入社 1992年8月 市外電話サービス株式会社入社 1993年9月 ゼネラル通信工業株式会社入社 1994年7月 日本デジタル通信株式会社入社 1996年2月 有限会社テレコムネット(現当社)設立、代表取締役社長(現任) 1996年10月 同社組織変更、株式会社エヌディーテレコム(現当社)代表取締役社長 2006年4月 スターティアレナジー株式会社取締役 2007年4月 最高経営責任者 2009年4月 スターティアラボ株式会社(現クラウドサーカス株式会社)取締役 2013年3月 上海思達典雅信息系統有限公司執行董事 2013年6月 宏馬數位科技股份有限公司董事 ゲンダイエージェンシー株式会社取締役 2017年2月 IMJ Investment Partners Pte. Ltd.(現Spiral Ventures Pte. Ltd.) 取締役 2017年2月 Y&P Holdings Pte. Ltd. 取締役 2018年3月 一般財団法人ほしのわ(現公益財団法人ほしのわ) 代表理事(現任) 2018年9月 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク(現一般社団法人熊本イノベーションベース) 代表理事 2019年5月 グループ最高経営責任者 2021年6月 Startia Asia Pte. Ltd. President/Director 2021年6月 スターティアウィル株式会社取締役 2021年7月 SIKI株式会社取締役(現任) 2021年12月 一般社団法人熊本創生企業家ネットワーク(現一般社団法人熊本イノベーションベース) ファウンダー理事 2022年4月 Startia Asia Pte. Ltd. Director(現任) 2023年1月 一般社団法人xIB JAPAN理事(現任) 2023年4月 最高経営責任者 2023年6月 一般社団法人熊本イノベーションベース 代表理事(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 公益財団法人ほしのわ 代表理事 一般社団法人熊本イノベーションベース 代表理事 Startia Asia Pte. Ltd. Director 一般社団法人xIB JAPAN 理事</p>	2,650,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】 1996年の設立以来、当社代表取締役として、当社グループの経営全般及び管理・運営業務に関する豊富な知見と経験を有しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
2	かき い みつる 笠 井 充 (1965年7月4日生)	<p>1987年4月 株式会社エメラルドグリーンクラブ入社 1989年4月 市外電話サービス株式会社入社 1993年9月 日本総合通信株式会社入社 1997年12月 株式会社東京テレシステム設立 代表取締役 2002年10月 株式会社エヌディーテレコム (現当社)入社 2007年4月 ビジネスコミュニケーション事業部長 2007年6月 取締役 2009年4月 常務執行役員 ビジネスソリューション事業本部長 兼オフィスマネジメント事業部長 2010年4月 専務執行役員 ビジネスソリューション事業部長 2010年6月 スターティアラボ株式会社 (現クラウドサーカス株式会社) 取締役 2011年4月 インフラ事業本部長 2014年4月 サポート事業部長 2015年4月 営業本部長 2016年4月 インフラ事業本部長 2017年11月 スターティア株式会社設立 代表取締役 2021年11月 スターティアリード株式会社 代表取締役 2023年6月 取締役(現任) 2024年4月 スターティアリード株式会社取締役 2025年4月 スターティア株式会社取締役会長(現任) 2025年4月 クラウドサーカス株式会社取締役(現任) 2025年4月 スターティアウィル株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 スターティア株式会社 取締役会長 クラウドサーカス株式会社 取締役 スターティアウィル株式会社 代表取締役社長</p>	138,200株
	【取締役候補者とした理由】	2002年の入社以来、主にITインフラ関連事業に従事し、事業責任者を務め、2017年からはスターティア株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な業務経験と、経営全般に関する深い知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	ふる かわ まさ かつ ※古川 征 且 (1969年9月17日生)	1988年4月 茂木薬品商会株式会社入社 1992年9月 日本テレックス株式会社入社 1994年7月 日本デジタル通信株式会社入社 1996年10月 株式会社エヌディーテレコム(現当社)取締役 2006年3月 常務取締役 営業統括兼ネットワークソリューション事業 部長 2006年4月 スターティアレナジー株式会社取締役 2007年4月 常務取締役兼常務執行役員 ソリューション事業部長 2009年4月 専務執行役員 スターティアラボ株式会社 (現クラウドサーカス株式会社) 取締役 2009年6月 取締役 2010年4月 常務執行役員 ネットワークソリューション事業部長 2011年4月 マーケティング部長兼テクニカルソリューシ ョン部長 2011年6月 スターティアラボ株式会社 (現クラウドサーカス株式会社) 取締役 2012年4月 テクニカルソリューション部長 兼マーケティング管掌 2013年2月 ブランドダイアログ株式会社 (現ブルーテック株式会社) 取締役 2013年4月 マーケティング部長 2013年6月 取締役 2014年4月 マーケティング本部長 2017年4月 事業戦略本部長 2018年4月 スターティアレイズ株式会社代表取締役社長 2021年4月 グループ執行役員 (DX及びアライアンス管掌) 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社 (現株式会社kubellストレージ) 取締役 2022年4月 グループ執行役員 (新規事業兼アライアンス管掌) 2025年4月 スターティアレイズ株式会社取締役(現任) [重要な兼職の状況] スターティアレイズ株式会社 取締役	275,400株
【取締役候補者とした理由】 1996年の入社以来、ITインフラ関連事業に従事し、2017年からはスターティア レイズ株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な業務経験と、経営全般に関 する深い知見を有していることから、新任取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	なか もと てつ ひろ 中 本 哲 宏 (1973年4月13日生)	1996年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2006年2月 株式会社IBJ取締役 2007年10月 株式会社ブライダルネット代表取締役 2008年12月 株式会社IBJ代表取締役副社長 2013年8月 株式会社TNetwork代表取締役 (現任) 2014年4月 愛婚活股份有限公司代表取締役 2016年12月 株式会社かもめ代表取締役 2017年3月 株式会社IBJライフデザインサポート 代表取締役 2017年4月 株式会社IBJウエディング代表取締役 2020年5月 株式会社ZWEI代表取締役 2022年7月 RITAグループホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 2022年10月 ウェルネスダイニング株式会社 代表取締役 (現任) 2023年6月 当社社外取締役 (現任) 2024年1月 大研バイオメディカル株式会社 社外取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社TNetwork 代表取締役 RITAグループホールディングス株式会社 社外取締役 ウェルネスダイニング株式会社 代表取締役 大研バイオメディカル株式会社 社外取締役	10,200株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 IT、海外事業等をはじめとする多数の企業の経営全般にわたる幅広い業務経 験を有し、また、金融業界における豊富な経験と実績をお持ちであることか ら、引き続き社外取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	ふる いち ゆう こ 古 市 優 子 (1988年11月3日生)	2011年4月 株式会社サイバーエージェント入社 (株式会社CyberZへ出向) 2013年11月 dmg::events Japan株式会社 (現Comexposium Japan株式会社) 入社 2019年4月 Comexposium Japan株式会社代表取締役社長 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2023年6月 株式会社ヤマシタ社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] Comexposium Japan株式会社 代表取締役社長 米国Advance Women at Work™ アドバイザー 株式会社ヤマシタ 社外取締役	700株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 Comexposium Japan株式会社の代表取締役社長を務め、マーケティング、広告、 コマース、デジタル領域におけるカンファレンスの企画運営に豊富な経験を有し、 マーケティング業界全般に関する深い知見と、国内外の最先端テクノロジーに 関する造詣をお持ちであることから、引き続き社外取締役候補者としてしまし ました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
6	<p style="text-align: center;">くり はら ひろし ※栗原博 (1953年9月12日生)</p>	<p>1978年4月 富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）入社 2004年10月 同社執行役員プロダクションサービス事業本部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員国内営業本部長 2013年6月 同社取締役専務執行役員 2015年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社特別顧問 2020年6月 一般社団法人日本テレワーク協会会長（現任） 2021年1月 ギグワークス株式会社取締役（現任） 2021年4月 株式会社ヒューマンライフ取締役（現任） 2023年3月 株式会社サイバーセキュリティクラウド取締役（現任） 2023年6月 ASTI株式会社取締役・監査等委員（現任） 2024年6月 新東工業株式会社取締役（現任） 2024年10月 当社顧問（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本テレワーク協会 会長 ギグワークス株式会社 取締役 株式会社ヒューマンライフ 取締役 株式会社サイバーセキュリティクラウド 取締役 ASTI株式会社 取締役・監査等委員 新東工業株式会社 取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 富士ゼロックス株式会社では幅広い分野で組織を成長へと導かれ、2015年から2018年まで同社の代表取締役社長に、退任後は日本テレワーク協会の会長として、働き方改革や地域創生、企業の成長実現に貢献されています。特に米国ゼロックス勤務で培われた国際的な視野と革新的な思考は、戦略立案に活かされており、豊富な経験と深い知識をお持ちであることから、新任社外取締役候補者となりました。</p>	一株

- (注)1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 中本哲宏氏、古市優子氏及び栗原博氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は中本哲宏氏及び古市優子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、栗原博氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります^{*}、当社は中本哲宏氏、古市優子氏及び栗原博氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
 4. 中本哲宏氏は、現在、当社の社外取締役であります^{*}、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 5. 古市優子氏は、現在、当社の社外取締役であります^{*}、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 6. 当社は中本哲宏氏及び古市優子氏との間で、責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、栗原博氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、その選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 8. 中本哲宏氏、古市優子氏及び栗原博氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 9. 中本哲宏氏、古市優子氏及び栗原博氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 10. 中本哲宏氏、古市優子氏及び栗原博氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 11. 中本哲宏氏、古市優子氏及び栗原博氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みずのまきこ ※水野真紀子 (1968年5月11日生)	1991年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1994年3月 公認会計士開業登録 2000年9月 株式会社サイバード入社 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 監査法人トーマツにおいて、製造業、サービス業、銀行業など多岐にわたる業種の監査業務に従事され、在職中に公認会計士の資格を取得・開業登録されました。株式会社サイバードでは、株式公開申請業務に携わり、月次・年次決算、連結会計、有価証券報告書等、幅広い決算書類の作成や税務申告など、財務会計業務全般に精通された経験と深い知識をお持ちであることから、新任社外取締役監査等委員候補者となりました。	一株
2	ごうのうじゅんこ ※郷農潤子 (1968年3月27日生)	1995年4月 最高裁判所司法研修所入所 1997年4月 検事任官 2000年11月 弁護士登録、神田橋法律事務所(現ホワイト&ケース法律事務所)入所 2004年10月 NY州司法試験合格 2006年4月 公正取引委員会審査局審査官 (特定任期付弁護士) 2011年1月 青山法律事務所開設 2012年6月 当社社外監査役(現任) 2013年4月 最高裁判所司法研修所教官(～2016年3月) 2017年11月 法務省司法試験考査委員(～2021年3月) 〔重要な兼職の状況〕 青山法律事務所 所長 弁護士 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ中立的な立場から、2012年の当社社外監査役就任以来、経営の監査・監視に尽力されています。当社は、同氏と当社及び同氏が所属する団体との間に特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立性が極めて高い人物であると判断し、新任社外取締役監査等委員候補者となりました。	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	まつ なが きょう た ※松 永 暁 太 (1972年5月11日生)	2000年4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所 2006年6月 当社非常勤監査役 2012年6月 当社非常勤監査役退任 2012年6月 当社社外取締役 2013年6月 当社非常勤監査役(現任) 2021年8月 株式会社くすりの窓口非常勤(社外) 監査役 (現任) 2022年3月 AI CROSS株式会社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] ふじ合同法律事務所 所属弁護士 株式会社くすりの窓口 非常勤(社外) 監査役 AI CROSS株式会社 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ中立的な立場から、2013年の当社監査役就任以来、経営の監査・監視に尽力されており、信頼性の高い人物であると判断できることから、新任社外取締役監査等委員候補者となりました。			

(注)1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 水野真紀子氏、郷農潤子氏及び松永暁太氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は郷農潤子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、水野真紀子氏及び松永暁太氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。当社は水野真紀子氏、郷農潤子氏及び松永暁太氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
5. 郷農潤子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年となります。
6. 当社は郷農潤子氏及び松永暁太氏との間で、責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を業務執行取締役等ではない取締役として継続する予定であります。また、水野真紀子氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、その選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 水野真紀子氏、郷農潤子氏及び松永暁太氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
9. 水野真紀子氏、郷農潤子氏及び松永暁太氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 水野真紀子氏、郷農潤子氏及び松永暁太氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 水野真紀子氏、郷農潤子氏及び松永暁太氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決された場合の、取締役のスキルマトリクスは以下のとおりであります。

役員名	性別	経営	財務	人事	法務	IT(DX)	マーケティング	サステナビリティ	M&A
本郷 秀之	男	●		●			●		
笠井 充	男	●		●					●
古川 征且	男	●				●	●		
中本 哲宏	男	●	●			●			
古市 優子	女					●	●	●	
栗原 博	男	●		●			●		
水野 真紀子	女	●	●						●
郷農 潤子	女		●		●				●
松永 暁太	男			●	●				●

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
<p>おお た みき ひこ 太 田 幹 彦 (1985年1月12日生)</p>	<p>2011年3月 中央大学法科大学院卒業 2011年9月 司法試験合格 2012年12月 弁護士登録 2013年9月 ふじ合同法律事務所入所 2018年5月 第一東京弁護士会所属</p> <p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的かつ公正・中立的な立場から、特にコンプライアンスに関する助言、指導をいただくため、補欠の社外取締役候補者となりました。</p>	<p>一株</p>

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 太田幹彦氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は太田幹彦氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とするというものであります。
4. 当社は太田幹彦氏が社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員とすることといたしておりますが、当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等の損害を填補することとしております。太田幹彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 太田幹彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 太田幹彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 太田幹彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 太田幹彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは、事業の譲受けにより当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告20頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を導入することについてご承認いただき、2023年6月22日開催の第28回定時株主総会において、一部内容を改定のうえ、給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）を導入することをご承認いただき、現在に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役に對する本制度に係る報酬枠を廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2023年6月22日開催の第28回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告20頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案の内容は、当該変更後の方針にも合致し、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、その内容は相当と判断しております。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬額とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に對して支給するものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現在の本制度の対象取締役は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）とあわせて「対象役員」といいます。）に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、本制度に基づき、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として毎年一定の時期とし、対象役員が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則としてポイント付与後、3年を経過したとき（ただし、3年を経過する前に退任する者についてはその退任時）とします。対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまで）、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）

(3) 信託期間

2019年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、原決議においてご承認を得た範囲内において、本制度に基づき、当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。具体的には、当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく給付を行うための株式の取得資金として、約6,259万円を拠出して本信託を設定し、本信託は、当該金銭を原資として当社株式121,300株を取得いたしました。本信託は、本議案による改定後の本制度に基づく信託として存続するものいたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、以後の5事業年度（以下「対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて取得する方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法又は当社が発行する新株を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間経過後は、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり、220,000ポイントであるため、当初対象期間経過後の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は1,100,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000ポイント（うち当社取締役分40,000ポイント）を上限とします。

これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数2,200個の発行済株式総数に係る議決権数98,880個（2025年3月31日現在）に対する割合は約2.2%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までには当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、所定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

本制度に基づき、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、役員株式給付規程に従い、原則として毎年一定の時期とし、対象役員が当社株式の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則としてポイント付与後、3年を経過したとき（ただし、3年を経過する前に退任する者についてはその退任時）とします。

なお、対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまで）、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因し

て退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。

当社取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当社取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 対象役員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（対象役員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において対象役員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

対象役員は、当社株式の給付を受けた日から原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまで）、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

対象役員が、当社株式の給付を受けた日から原則として3年間（ただし、3年を経過する前に退任する者については退任するまで）、継続して当社グループの役員であったこと、又は、当社グループにおける役員たる地位を正当な理由により退任し又は死亡により退任したことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる対象役員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

〔ご参考〕

■取締役候補者の選任にあたっての方針及び手続き (取締役(監査等委員である取締役を除く))

1. 方針

当社における取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・全社的な見地を有していること、客観的に分析・判断する能力、先見性に優れていること
- ・経営に対する深い知識と経験があり、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しており、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

2. 手続

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名における公正性・透明性を図るため、任意の諮問機関として、取締役会が選定した取締役、独立社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置し、独立社外取締役等による意見を踏まえた検討を経て、取締役会にて取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者を指名しております。

(監査等委員である取締役)

1. 方針

当社における監査等委員である取締役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・当社の事業内容に対する深い理解と知識があること
- ・法律、財務又は会計の高度な知識及び経験を有しており、当社の監査体制の強化に資すると認められること

2. 手続

当社は、監査等委員である取締役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、指名諮問委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、取締役会にて監査等委員である取締役候補者を指名しております。

■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、各事業分野に関する豊富な知識と経験を持った取締役により構成されております。また、社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、かつ、経営に関する豊富な経験を有しているため、独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。さらに、当社の事業活動に対する理解と財務、会計又は法律について豊富な知識と経験を有する監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。このように、当社における取締役会は、そのバランス、多様性、規模を適正に確保しており、有効に機能しております。

※上記考え方は招集通知発送時点におけるものとなります。

■社外取締役の独立性に関する考え方

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下のとおり社外取締役の独立性の基準を定め、社外取締役が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなします。

- (1)当社グループ(注1)の業務執行者又は過去において業務執行者(注2)であった者
- (2)当社の大株主(注3)の取締役、執行役、監査役又は重要な使用人
- (3)当社の主要な借入先(注4)の取締役、執行役、監査役又は重要な使用人
- (4)当社の会計監査人の社員又は使用人
- (5)当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役又は執行役員
- (6)当社から役員報酬以外に多額の金銭(注5)その他の財産を得ている者
- (7)当社の主要な取引先(注6)の取締役、執行役、監査役又は重要な使用人
- (8)(1)から(7)のいずれかに該当する者の近親者(注7)

(注1)「当社グループ」とは、当社と当社の子会社をいう。

(注2)「業務執行者」とは会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

(注3)「大株主」とは、当社の直近の事業報告に記載された上位10名の大株主をいう。

(注4)「主要な借入先」とは、当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先をいう。

(注5)「多額の金銭」とは、年間の合計が1,000万円以上の専門的サービス等に関する報酬及び寄付等をいう。

(注6)「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の対価の支払額又は受取額が、取引先又は当社の連結売上高の1%を超える企業等をいう。

(注7)「近親者」とは、2親等以内の親族、配偶者及び同居人をいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会場…東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿 1階「芙蓉」(ふよう)
TEL 03(3375)3211(代表)



交通のご案内

- ・ JR「新宿駅」(南口)より徒歩約3分
 - ・ 都営地下鉄大江戸線「新宿駅」(A1出口)から徒歩約1分
- ※当日は、公共交通機関をご利用ください。